

株式会社ニチリンに対する勧告について

令和 8 年 9 月 3 日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会は、本日、株式会社ニチリン（以下「ニチリン」という。）に対し、改正前の下請法^{（注１）}第 7 条第 3 項^{（注２）}の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

本件は、近畿経済産業局がニチリンに対して調査を行い、令和 8 年 7 月 16 日に、中小企業庁長官が改正前の下請法第 6 条^{（注３）}の規定に基づき公正取引委員会に対して措置請求^{（注４）}を行った事案である。

法人番号	1140001010033
名称	株式会社ニチリン
本店所在地	神戸市中央区江戸町 98 番地 1
代表者	代表取締役 曾我 浩之
事業の概要	自動車用ホース（二輪車用ホースを含む。）等の製造販売
資本金	21 億 5800 万円
違反事実の概要	ニチリンは、下請事業者 25 名に対し、自社又は自社の顧客が所有する金型及び治具（以下「金型等」という。）を貸与し、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用ホース（二輪車用ホースを含む。）、住宅関連ホース、産業用ホース及びその部品（以下「本件製品」という。）の製造を委託したところ、遅くとも令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 7 月 28 日までの間、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該 25 名に生じる計 1,048 個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該 25 名に当該金型等を保管させた。 なお、ニチリンは不利益額の一部を含む額を支払った（計 978 万 9525 円）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第二取引適正化調査課
電話 06-6809-2156（直通）〔勧告について〕
中小企業庁事業環境部取引課
電話 03-3501-1732（直通）〔措置請求について〕
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>
<https://www.chusho.meti.go.jp/>

主な勧告の内容	下請事業者２５名に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額のうち、令和８年７月３１日までの間に当該事業者を支払った額を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
参 照 条 文	改正前の下請法第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

（注１） 下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第４１号。以下「改正法」という。）により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の取適法」という。）となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

（注２） 「改正前の下請法第７条第３項」とは、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第７条第３項をいう。

（注３） 「改正前の下請法第６条」とは、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第６条をいう。

（注４） 中小企業庁長官が、改正前の下請法第４条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、改正前の下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること。

※ 令和７年１２月までになされた製造委託等にあつては、改正前の下請法が適用され、令和８年１月以降になされた製造委託等にあつては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金	➡	製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

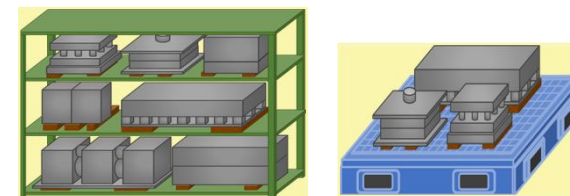
● 製造委託の内容

自社が販売し又は製造を請け負う自動車用ホース等の製造を委託（自動車用エアコンホース）



● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

遅くとも令和6年9月1日から令和8年7月28日までの間、ニチリンが貸与した金型等（金型及び治具）を用いて製造する自動車用ホース等の**発注を長期間行わない**にもかかわらず、当該金型等を**無償で保管させていた**（受注者25名・金型等1,048個）。



※金型保管のイメージ図

※ ニチリンは、受注者25名に対し、令和8年7月31日までに、令和6年9月1日から令和7年12月31日までの間における金型等の保管に係る費用に相当する額を含む約979万円を支払済み。

（株）ニチリン（発注者）
（自動車用ホース等の製造販売）受注者（25名）
（自動車用ホース等の製造）

公正取引委員会による勧告の内容（注2）

- 下請事業者（受注者）に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額のうち、既に支払った額を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で支払うこと
- 取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

注1 中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）

注2 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

1 関係法令の概要

(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

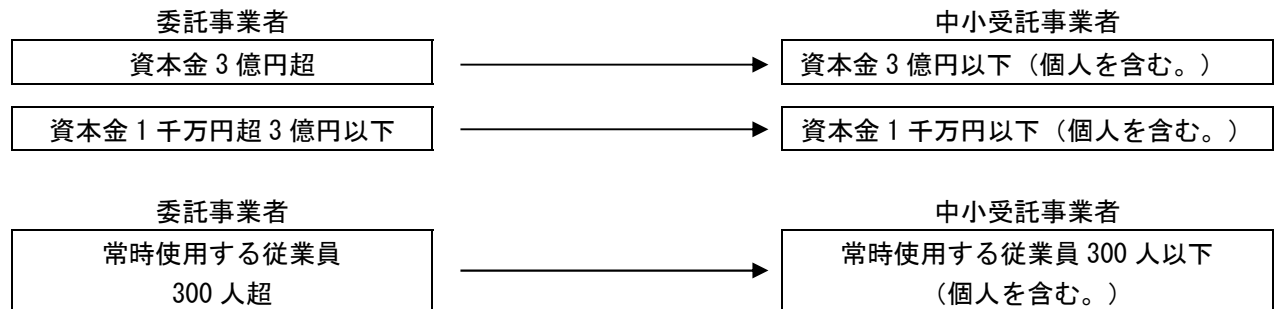
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

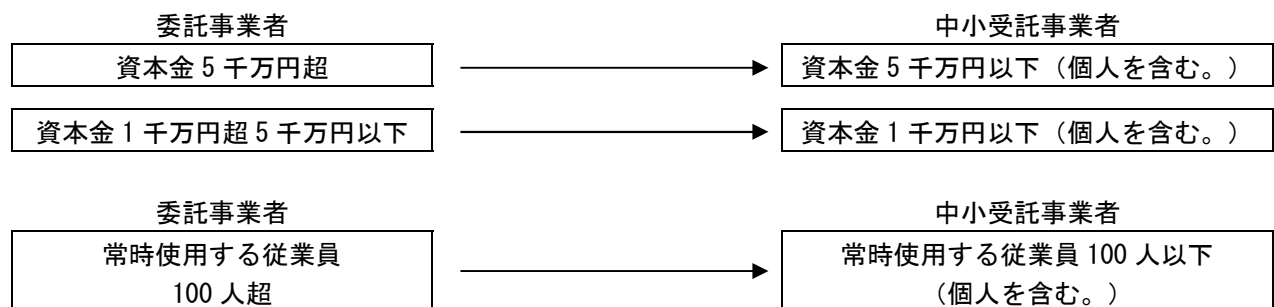
a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文等

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9・10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二～六 （略）

10・11 （略）

（委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

公取適第1111号
令和8年9月3日

神戸市中央区江戸町98番地1

株式会社ニチリン

同代表者 代表取締役 曾 我 浩 之

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社ニチリン（以下「ニチリン」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第3項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 ニチリンは、別表の「下請事業者」欄記載の事業者25名に対し、金型及び治具（以下「金型等」という。）を保管させたことによる費用に相当する額のうち、令和8年7月31日までに当該事業者を支払った計978万9525円を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 2 ニチリンは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - (1) 下請事業者に生じる金型等の保管に係る費用を負担することなく、下請事業者に金型等を保管させた行為は、

改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(2) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

3 ニチリンは、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の役員及び発注担当者に対して改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

4 ニチリンは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から3までに基づいて採った措置

5 ニチリンは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から4までに基づいて採った措置

6 ニチリンは、前記1から5までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1(1) ニチリンは、肩書地に本店を置き、自動車用ホース（二輪車用ホースを含む。）、住宅関連ホース、産業用ホース及びその部品の製造販売を行う事業者であるところ、平成25年11月から令和6年11月までの間に、別表の「下請事業者」欄記載の事業者25名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用ホース（二輪車用ホースを含む。）、

住宅関連ホース、産業用ホース及びその部品（以下「本件製品」という。）の製造を委託した。

(2) 前記(1)の委託の当時、ニチリンは資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、本件下請事業者は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者であった。

2(1) ニチリンは、本件下請事業者に対して自社又は自社の顧客が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和6年9月1日から令和8年7月28日までの間、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、本件下請事業者に生じる別表の「貸与していた金型等の数」欄記載の計1,048個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、本件下請事業者に出金型等を保管させた。

(2) ニチリンは、令和8年7月28日までに、本件下請事業者との間で、その後に発生する金型等の保管に係る費用の支払について合意した。

3 ニチリンは、本件下請事業者に対し、協議を行った上で、令和8年7月31日までに、令和6年9月1日から令和7年12月31日までの間における金型等の保管に係る費用等として、別表の「支払った額」欄記載の計978万9525円を支払っており、これは前記2(1)の保管に係る費用に相当する額の一部の支払を含むものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、ニチリンは、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第7項第1号に規定する親事業者該当し、本件下請事業者は、同条第8項第1号に規定する下請事業者該当するところ、ニチリンの前記第1の2の行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害したものであり、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、ニチリンに対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第3項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】